第3期日置市教育振興基本計画

~郷土の教育的な伝統や風土を

生かした「風格ある教育」の推進~



令和2年3月 **日置市教育委員会**

第3期教育振興基本計画の策定にあたって

教育振興基本計画は、平成18年に改正された教育基本法の規定に基づき、国及び 県の教育振興基本計画を参酌して策定し、それに基づいて教育行政の諸施策を推進 してまいりました。第2期計画の策定から、すでに5年が経過したことから、評価 委員会における評価や以下に述べる3つの教育課題等への対応を見直しの視点とし、 新たに策定しました。

1つ目は、社会情勢や生活環境の変化です。特に、少子高齢化や核家族化、高度情報化社会の進展は、私たちの生活を大きく変化させています。便利さ、豊かさの裏側で、社会全体のコミュニケーションの希薄化や、基本的生活習慣の乱れ等から、様々な教育課題が生まれています。

2つ目は、平成27年(2015年)に国際連合で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」(59頁参照)への対応です。例えば、地球温暖化による気候変動は、地球規模の喫緊の課題としてクローズアップされています。より深刻化する現状を直視し、速やかに取り組むべき課題となっています。

3つ目は、学校教育の指針となる「学習指導要領」の改訂です。令和2年度から、順次本格実施されていきます。主体的・対話的で深い学びの実現(アクティブ・ラーニング)や、地域に開かれた教育課程の編成など、まさに地域と一体となって取り組むべき課題です。

こうした教育課題等を踏まえ、第1期・第2期計画の方針をベースに、第3期計画を策定しました。第3期計画では、これまで取り組んできた「風格ある教育」の推進を軸にしながらも、新たな教育の目指す方向や私たちを取り巻く喫緊の教育課題を解決することに重点を置き、施策体系の一層の強化を図りました。

加えて、令和3年度に開校する義務教育学校「日吉学園」は、本市が目指す小中一貫教育推進校としてはもとより、新しい時代の諸教育課題に対応できる新しいスタイルの学校を目指します。さらに、令和2年度から新たに導入する「学校運営協議会」や「地域学校協働活動」の定着と機能化を図るとともに、「ひおきふるさと教育」を基本に、教育を原点から見つめ直し、地域(地区公民館制度)との連携を一層強化しながら、基本目標である「夢をもち あしたをひらく 心豊かな人づくり」の実現に向けて、諸施策の推進に努めてまいります。

令和2年3月 日置市教育委員会

<目次>

1 計画の位置付け	_
第2章 本市の教育環境 1 これまでの取組の成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 これまでの取組の成果 2 人口動態 3 本市の子どもたちを取り巻く現状と課題 (1) 児童生徒数・学校規模 (2) 学力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 これまでの取組の成果 2 人口動態 3 本市の子どもたちを取り巻く現状と課題 (1) 児童生徒数・学校規模 (2) 学力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 人口動態 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
3 本市の子どもたちを取り巻く現状と課題 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(1) 児童生徒数・学校規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 学力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) いじめ、不登校等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) 規範意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(5) 基本的生活習慣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
 (6) 特別支援教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(7) キャリア教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(8) 体力・運動能力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(9) 安全・安心な教育環境の整備 ・・・・・・・・・・・・・1	9
	9
(10) 安克 斯特の教育士	0
(10) 家庭・地域の教育力・・・・・・・・・・・・・・・1	0
(11) 文化活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1
第3章 本市の基本方針	
1 基本目標と施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	2
(1) 基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	2
(2) 基本目標の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	2
(3) 施策の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	3
(4) 施策の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	5
2 具体的施策の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	7
(1) きまりを守り、礼節を重んじる教育の推進 ・・・・・・・・・・1	7
ア 学校運営の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	7
イ 生徒指導の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	8
ウ 道徳教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
エ 人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	1
オ 子ども支援センターの充実・・・・・・・・・・・・・・2	
(2) 文(芸術・学問)と武(心身の鍛錬)の両立を重んじる教育の推進・・・2	
ア 学力向上に向けての取組の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
イ 特別支援教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
ウ キャリア教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
エ 保・幼・小・中・高連携の推進・・・・・・・・・・・・・・2	7
オ 文化活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

カ	体力向上に向けての取組の充実・・・・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 30
(3)	自然や歴史と伝統文化を重んじる教育の推進 ・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 32
ア	地域文化の継承・発展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 32
イ	文化財の保存・活用・・・・・・・・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 33
ウ	環境教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 34
(4)	安全・安心を重んじる教育環境づくりの推進 ・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 36
ア	施設設備の計画的整備・適正維持管理・・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 36
イ	地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 36
ウ	災害時における避難対策の充実・・・・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 38
工	学校給食の適正かつ円滑な推進・・・・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 39
オ	学校規模の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 40
	学校再編計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 41
力	公立幼稚園の在り方・・・・・・・・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 42
丰	就学支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 43
(5)	協働社会によるまちづくりを重んじる教育の推進	•		•	•	•	•	•	•	•	• 45
ア	家庭、学校、地域、事業者等が連携した社会教育	0	推進	<u>ŧ</u> •	•	•	•	•	•	•	• 45
イ	家庭教育の充実・支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 45
ウ	青少年の育成と社会教育活動への参加促進・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 46
エ	生涯学習の充実・強化・・・・・・・・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 47
才	生涯学習推進体制(社会教育関係団体)の強化・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 49
力	市民総ぐるみの読書活動の推進・・・・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 49
丰	情報教育の推進及び機器の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 50
	ままづくりを重んじる生涯スポーツの推進・・・・										
ア	生涯スポーツの推進による市民の健康づくり・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 52
イ	日置市体育協会の育成及び競技力の向上・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 53
ウ	スポーツ少年団の充実・・・・・・・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 54
	社会体育施設等の充実及び利用促進・・・・・・										
第4章	計画の推進										
1 言	一画推進の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	•	•	•			•	• 57
	人体的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
日置市	教育振興基本計画検討委員会設置要綱 ・・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 58
日置市	教育振興基本計画検討委員会委員名簿 ・・・・・	•		•	•	•	•	•	•	•	• 59

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の位置付け

教育振興基本計画は、教育基本法の基本理念等を実現していくため、教育基本 法第17条の規定により策定されるものであります。本計画は、平成22年2月に策 定した日置市教育振興基本計画及び平成27年4月に策定した第2期日置市教育振 興基本計画の取組における課題や成果を基に、平成30年6月に策定された国の第 3期教育振興基本計画をはじめ、平成31年2月に策定された鹿児島県教育振興基 本計画を参酌し、策定したものであります。

※ 他のものを参考にして長所を取り入れること。

【教育基本法 (平成18年12月22日法律第120号)】

(教育振興基本計画)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

また、本計画は、総合的なまちづくり計画として策定されている「第2次日置 市総合計画」をはじめとする、各種計画との整合性を図りながら作成されたもの であります。

2 計画の期間

本計画は令和2年度から令和6年度まで(5か年計画)の計画となります。

年度	H30	H31 • R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
国・県	第2期			第3期			第4	1 期
市	第2	2 期			第3期			第4期

第2章 本市の教育環境

1 これまでの取組の成果

第1期及び第2期計画では、「夢をもち あしたをひらく 心豊かな人づくり」 を基本目標に、7つの施策の方向性のもと、各種施策に取り組んできました。

その間、学校教育においては、「風格ある教育」の具現化に向け、小中一貫教育の推進を図り、「知」と「体」をつなぐ、「徳」を育む教育を展開しました。

「知」として「のびゆくひおきっ子事業」で学力向上に向け、研究公開や授業研究を通して教職員の指導法の改善や各種調査結果を踏まえた学力向上に向けた P・D・C・Aを確立し、指導法の改善を図る取組、「体」として「チェスト行けひおきっ子事業」で体力・運動能力調査等結果の校種間での共有や系統性を重視した体育学習を目指した指導法改善に取り組み、「運動好きな子ども」を育てる取組を進めてきました。

また、「ひおきふるさと教育」で自然や歴史、伝統文化を体験的に理解させると ともに、児童生徒に「礼節」、「郷土愛」、「奉仕」といった道徳性を身に付けさせ、 夢をもって未来を切り拓く資質・能力を育む取組を進めてきたところです。

なお、学校規模の適正化に向けた取組では、日吉地域の5つの小学校を再編し、 新たに「日吉小学校」を平成30年度に開校しました。

計画の進捗状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく点検・評価を外部評価委員会において行い、その結果を議会へ提出するとともにホームページで公表しました。令和元年度までに31の全施策について点検・評価を行い、概ね「事業継続・充実が必要である」という評価となりました。こうした取組や成果、社会状況を踏まえて、第3期計画を策定する必要があります。

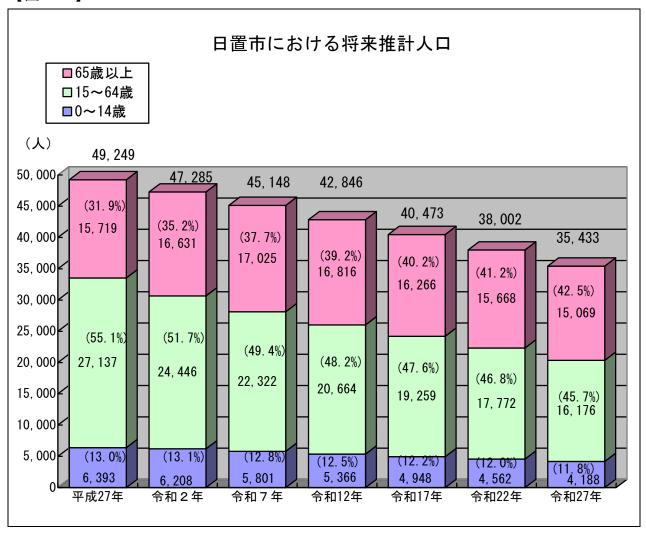
2 人口動態

国立社会保障・人口問題研究所では、平成30年3月に、平成27年(2015年)の 国勢調査をもとにした令和27年(2045年)までの30年間について、日本の地域別 将来推計人口をまとめ公表しました。

それによると、都道府県別の将来推計人口において、前回推計(平成25年3月)よりすべての都道府県で人口が減少する時期が10年遅くなり、令和12年(2030年)以降に総人口はすべての都道府県で減少し、前回同様に65歳以上の人口は大都市圏と沖縄県で大幅に増加する結果となっております。

また、市区町村別の将来推計人口でも、令和27年(2045年)の総人口は、約7割の自治体で平成27年(2015年)に比べ2割以上が減少し、また、65歳以上の人口が50%以上を占める自治体は、全自治体の3割近くに上るという結果でありました。

本市においても、全国平均同様減少傾向をたどり、全体的に65歳以上の割合が高く、64歳以下の割合が低い状況でありますが、14歳以下の人口は全国平均を超える割合となります。【図-1】



※資料は国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月)

3 本市の子どもたちを取り巻く現状と課題

学校教育においては、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成や学習意欲の向上、多様な人間関係を結んでいく力や基本的な生活習慣の形成等を重視する必要があります。一方、いじめ・不登校等への対応、特別支援教育の充実、※I C Tの活用など、諸課題への対応も必要となっています。

教職員がこうした課題に対応できる専門的知識・技能を向上させるとともに、マネジメント力を有する校長のリーダーシップの下、地域の力を活用しながら、チームとして組織的かつ効果的な対応を行う必要があります。

社会教育では、少子高齢化や核家族化、国際化等、常に変化していく社会情勢の中で、家庭、地域の教育力の低下や地域コミュニティの希薄化などが課題となっており、学校、地域及び各種団体等と連携した取組を推進していきます。

※ICT 情報通信技術。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理やインターネットのような通信技術を利用した産業やサービスの総称。

(1) 児童生徒数·学校規模

本市の児童生徒数は減少を続け、令和元年度における状況は、小学校15校中、 複式学級を有する小学校が7校、中学校7校中、1学年10名程度の生徒数の中学 校が2校と学校の小規模化が進んでいます。

小規模の学校では、児童生徒一人一人に目が行き届くなどの利点があるものの、 集団生活の中で切磋琢磨する機会が少ないことや教職員配置等教育環境の整備が 行き届かない現状もあります。

一方、過疎化・少子高齢化が進行する本市にあっては、運動会等の学校行事に 地域住民が参加したり、学校職員が地域での活動に積極的に参加したりするなど、 学校が地域のコミュニティ活動に一定の役割を果たしている面も見られます。

公立小中学校の再編は、これからの日置市を担う人材を育てるという視点から、 学習面、スポーツ面、人間関係の面等、児童生徒に望ましい教育環境を提供する ことを第一として、地域の実情に応じて、住民の合意形成を図りながら、計画的 に進めていかなければなりません。

また今後は、特認校制度の拡大や学校区割りの見直しについて検討をしていく 必要があります。

(2) 学力

平成30年度鹿児島学習定着度調査結果及び平成31年度全国学力・学習状況調査結果から、漢字の書き取りや基本的な計算の問題、社会や理科の用語などの基礎的・基本的な知識や技能については、概ね、身に付いています。また、鹿児島学習定着度調査においては、この2年間で県平均を大きく上回り、全国学力・学習状況調査においては、この2年間は、全国平均を上回っています。【表-1、表-2】

しかし、図、表、グラフ、資料等を関連付けたり、自分の考えの根拠を明らかにして記述したりする問題、取得した知識・技能を日常生活の場面で活用していく問題等について、通過率が低く、無解答率の高い傾向が見られるなど課題があります。

今後、教育委員会が配信する「今週の1問」を活用したグループでの学び合い活動など、思考力・判断力・表現力等を育てる学習活動を意図的に授業に盛り込み、教員が教え込む授業から、子どもたちが自ら考え、主体的・対話的に取り組む授業へと転換していく必要があります。

【表-1】

【平成30年度鹿児島県学習定着度調査の結果】

学 年		国語	社会	算数·数学	理科	英語
	日置市平均	60. 4	72.3	72. 6	57. 2	
小 5	県平均	60. 1	72.9	72.8	54.6	
	県を100とした割合	100. 5	99. 2	99. 7	104.8	
	日置市平均	66.5	64.3	65. 5	60.5	78. 2
中 1	県平均	61.8	62. 1	59. 6	59. 2	73. 2
	県を100とした割合	107. 6	103. 5	109. 9	102. 2	106.8
	日置市平均	70. 5	53. 9	63. 9	51.4	55. 9
中 2	県平均	67. 4	51. 1	60. 6	50. 2	51. 7
	県を100とした割合	104. 6	105. 5	105. 4	102. 4	108. 1

(平成31年1月実施)

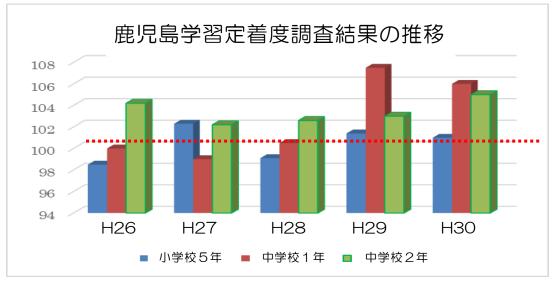
【表-2】

【平成31年度全国学力・学習状況調査の全体結果】

学 年		国語	算数・数学	英語
	日置市平均	68	66	
小	県平均	66	65	
6	全国平均	63. 8	66. 6	
	全国を100とした割合	106. 6	99. 1	
	日置市平均	73	59	58
中	県平均	70	57	53
3	全国平均	72.8	59.8	56. 0
	全国を100とした割合	100.3	98. 7	103. 6

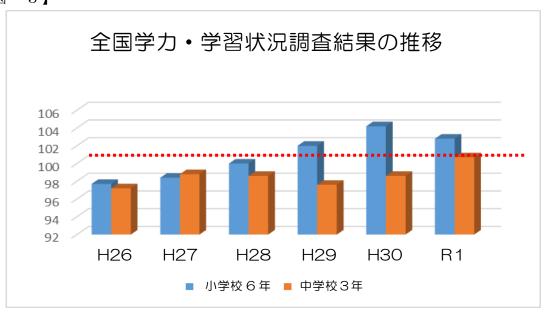
(平成31年4月実施)

[図-2]



※ 赤破線の100は上が県平均,下が全国平均

[図-3]



(3) いじめ、不登校等

本市のいじめの認知件数は、平成29年度10件、平成30年度 113件となっています。

認知件数が増加した要因としては、「1件でも多く発見し、解消する。」という県全体の方針が各学校に浸透してきた結果だと思われます。いじめは、人権に関わる重大な問題と捉え、全ての学校で、家庭や地域と積極的に連携を強め、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。また、携帯電話やスマートフォン、パソコン等を用いた「ネットいじめ」も増加しており、情報モラルの教育をさらに推進していかなければなりません。

不登校については、平成25年度までは、小学校、中学校のいずれにおいても在籍児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合(出現率)は、全国平均を下回っ

ている状況でしたが、平成26年度からは増加傾向になり、平成30年度の出現率が小学校で0.71%、中学校で4.50%と全国を上回る状況になっています。【表-3】

また、児童生徒の不登校の原因は多様化しており、不安や悩みに適切に対応できるよう相談体制の充実を図るとともに、一人一人の状況に応じた個別支援計画をもとに、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカー等を活用しながら、家庭、関係機関と連携した取組を充実する必要があります。

【表-3】 【不登校児童生徒数の推移(不登校による年間30日以上の欠席者数)】

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
小学校	6	5	19	20	13	19
中学校	23	36	36	35	53	57
合 計	29	41	55	55	66	76

(4) 規範意識

平成18年に改正された教育基本法において、「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」などが新たに教育の目標に追加され、平成19年6月に改正された学校教育法においても、公共の精神や規範意識、我が国や郷土を愛する態度等を養うことが明記されました。

また、新学習指導要領「特別の教科 道徳」においては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を前提に、人が互いに尊重し協働して社会を形作っていく上で共通に求められるルールやマナーを学び、規範意識などを育むことが求められています。

平成31年4月に実施された全国学力・学習状況調査によると、「学校の決まり・規則を守っている」と回答した割合が、小学校で47.6%(全国:46.7%)、中学校では61.5%(全国:66.8%)と、全国と比較すると中学校で大きく下回り、十分とはいえない状況です。今後も教育活動全般にわたり、規範意識の涵養を図ることが必要です。

(5) 基本的生活習慣

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動や調和のとれた食事、 十分な休養・睡眠が大切ですが、昨今の状況として、このような基本的生活習慣 が十分に身に付いていないなどの指摘がなされています。

平成31年4月に実施された全国学力・学習状況調査によると本市の子どもたちの「朝食を毎日食べる」と回答した割合は、小学校で86.3%、中学校で88.0%とともに、全国より高くなっています。しかし、「毎日、同じぐらいの時刻に寝て

いる」と回答した割合は、小学校で37.8%、中学校で39.8%、「毎日、同じ時刻に起きています」と回答した割合は、小学校で56.9%、中学校で61.0%と十分な状況ではありません。

不規則な睡眠等、子どもの生活習慣の乱れは、健康の維持に悪影響を及ぼすだけではなく、生きるための基礎である体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如等精神面にも悪影響を及ぼすと言われています。

子どもが、心身ともに健やかに育っていくためには、学校、家庭が連携し「早寝 早起き 朝ごはん」などの取組を通じて適切な生活習慣を確立することが必要です。

(6) 特別支援教育

学校では学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の障がいのある 児童生徒等(以下「特別な支援を要する児童生徒」という。)への適切な対応が 求められています。

本市においても、特別支援教育の充実に伴い、学校や保護者の理解が高まり、特別支援学級に在籍する児童生徒数は、ここ5年(平成27年度から令和元年度まで)で2倍と増加しています。【表-4】

また、「ことばの教室」、「まなびの教室」への通級希望者も増加傾向にあり、 より一層の教育体制の充実が必要です。

さらに、特別な支援を要する児童生徒は、通常の学級においても多く在籍しており、個々のニーズに応じた適切な指導・支援を行う体制の充実も求められています。

【表-4】 【特別支援学級数及び在籍児童生徒数の推移】

	小气	学校	中等	学校
年度	学級数 (学級)	在籍児童数 (人)	学級数 (学級)	在籍生徒数 (人)
平成27年度	19	69	7	17
平成28年度	18	67	7	26
平成29年度	22	99	7	25
平成30年度	26	125	8	29
令和元年度	28	137	12	36

(7) キャリア教育

今日、社会の様々な領域において構造的な変化が進行しており、特に、産業や 経済の分野においてその変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動 化に直結しています。

こうした中で、子どもたちが「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路に夢や希望をもち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになることが必要です。

児童生徒が将来、社会人や職業人として自立していくためには、早い段階から 自分の生き方について考えるきっかけを与え、コミュニケーション能力を育成す ることや、夢や希望をもち、目標に向けて努力する態度を育成することが重要で す。

今後、更にキャリア教育を推進するためには、様々な職場での体験学習・インターンシップ、企業経営者等の話を聞く機会の増加を図るとともに、事前・事後の学習を充実させ、その後の学習に生かす必要があります。また、キャリア教育に関する調査を通して、児童生徒の意識の高揚や心の変容を確認することが必要です。

(8) 体力・運動能力

近年、生活環境の変化等により、児童生徒の運動量や屋外で体を動かす機会の減少等が見られ、全国的に体力・運動能力の二極化が課題になっています。

平成30年度に実施した本市の児童生徒の体力・運動能力調査の結果を見ると、ほとんどの種目で県平均を上回っていますが、個人差が大きく、長座体前屈(柔軟性)に課題がみられます。児童生徒が楽しみながら運動に親しむ機会を増やし、運動への興味・関心が一層高める必要があります。【表-5】

また、生活習慣において、食生活の乱れや、不規則な生活、運動習慣の欠如等が指摘され、今後、子どもたちに望ましい食習慣や生活習慣等を身に付けさせることが必要です。

【表 - 5】

【体力・運動能力調査における日置市平均値と県・全国平均値との比較】

◎…県比+0.5以上 ▲…県比-0.5以下または国・県共以下

校	種		小 学 校 中 学 校									ξ	
	学年•性	2	年	4:	年	5:	年	6:	年	1:	年	2:	年
種目		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
握	カ	0	0		0	0	0	A	0			0	0
上体走	記こし		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
長座位	本前屈		A	A	A	0	0	0	0	A	A		A
反復樹	黄とび	0	0	0	0	0	0	A		0	0	A	0
20mシャ	トルラン	0	0	0	0			A	0	0	0		0
5 0 m	ი 走				0			0					
立ち帕	畐とび		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ボール	レ投げ				0		0	A	0	·	0		0

[※] データ値は次のとおり→日置市: H30, 県: H30, 国: H29

(9) 安全・安心な教育環境の整備

近年、不審者による声掛け事案や、通学路で子どもたちが事件や事故に巻き込まれる事案が発生し、大きな社会問題となっています。児童生徒に防犯を含む生活安全や交通安全等についての教育を行うとともに、学校における児童生徒の安全を守るための体制整備や児童生徒が安心して暮らせる地域社会づくりが求められています。

スクールガードや見守りボランティアなどの人的環境の充実を図り、子どもたちが、安心・安全に登下校できるように努めていかなければなりません。

また、学校施設は、児童生徒が安心して学び、生活する場であるため、遊具等の施設の点検、修繕、破棄・更新など適切な維持管理を実施する必要があります。 さらに、災害時の地域住民の避難場所としての役割を果たすことも念頭に置き、 長寿命化計画に基づいて計画的な整備を進め、安全・安心な教育環境を確保する 必要があります。

(10) 家庭・地域の教育力

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点であると言われます。特に、 幼児期からの親と子の愛情を基盤とした日常的な営みの中から、命の大切さや基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的 な倫理観、自立心、自制心などは育まれるものです。

しかし、近年の核家族化、少子化等、家族形態の変化や地域のつながりの希 薄化に伴い、本来、青少年が身に付けるべき礼儀や生活習慣、規範意識や社会 的マナーが備わっていないなど、家庭や地域における教育力の低下が指摘され ています。

また、いじめや不登校等の問題、過干渉や過保護の懸念、子育てについての悩みから心理的に追い込まれるなど、家庭が抱える様々な問題も深刻化しています。

そのような状況から、保護者に対する学習の機会や情報の提供など、家庭教育に関する支援は喫緊の課題です。

また、地域においては、地区公民館、PTA、子ども会等が連携し、生活習慣の大切さについて啓発し、家庭においては、子どもたちの基本的生活習慣や学習習慣の定着を図っていくことが必要です。

(11) 文化活動

豊かな人間性と多様な個性を育むためには、学校や家庭、地域において子どもたちが参加、体験できる様々な文化芸術の機会を充実することが重要であり、年間を通じて多種多様な文化に触れ、体験できる企画をし、実施していくことが必要です。

地域では、様々な伝統文化が受け継がれていますが、私たちの暮らしにおいては、社会環境の変化、価値観の多様化、少子高齢化の進行に伴い、これらの伝統文化を子どもたちに継承する機会が次第に少なくなってきています。地域に固有の伝統文化を受け継ぎ発展させていくのは、地域の子どもたちであることを認識し、地域の大人が様々な機会を捉えて、子どもたちに伝統文化を教えていくことは地域文化の振興を考える上で最も重要なことの一つです。

次代を担う子どもたちに文化芸術に触れる感動や楽しさを伝え、子どもたちの感受性や想像力を刺激して、一人一人の可能性を引き出すため、学校や文化施設等において舞台芸術、映画・音楽、伝統文化、文化財などの本物の文化芸術に直接触れたり、創作活動に参加したりする機会をもてるように支援が必要です。

第3章 本市の基本方針

1 基本目標と施策

本市では、第1期(平成22年度から平成26年度)、第2期(平成27年度から令和元年度)の日置市教育振興基本計画及び日置市教育大綱において、「夢をもち」あしたをひらく 心豊かな人づくり」という将来の姿を見据えた基本目標を設定したところであります。

第3期計画の策定に当たっては、第1期計画及び第2期計画における課題と成果を十分に踏まえ、方向性を継承し、新しい教育課題に対応していくことを念頭に本計画を作成しました。

(1) 基本目標

『夢をもち あしたをひらく 心豊かな人づくり』

(2) 基本目標の内容

教育基本法第1条に規定された教育の目的では、「教育は人格の完成を目指し、 平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康 な国民の育成を期して行われなければならない。」とされており、今後は将来の 社会を担う人材育成を重点に施策を講じる必要があります。

また、自律心と責任感、他人を思いやる心、伝統や文化を尊重する心、生命や自然を大切にする心等の豊かな心をもった人材の育成とともに、今後、国際化・情報化が進展していく社会の中で、新しい課題に積極的に取り組む気概や困難を乗り越えることのできる力をもった人材の育成が求められています。

これらのことから、今後、本市の姿を見据えた基本目標のもと施策の基本方針を設定し、さらにそれを実現するために以下の6つの施策の方向性を立て展開していきます。

○施策の基本方針

郷土の教育的な伝統や風土を生かした「風格ある教育」の推進

○施策の方向性

- I きまりを守り、礼節を重んじる教育の推進
- Ⅱ 文(芸術・学問)と武(心身の鍛錬)の両立を重んじる教育の推進
- Ⅲ 自然や歴史と伝統文化を重んじる教育の推進
- Ⅳ 安全・安心を重んじる教育環境づくりの推進
- Ⅴ 協働社会によるまちづくりを重んじる教育の推進
- Ⅵ 健康づくりを重んじる生涯スポーツの推進



郷土を生かした教育の推進(ひおきふるさと教育)

(3) 施策の方向性

I きまりを守り、礼節を重んじる教育の推進

基本的な生活習慣や社会生活を送る上で必要な最低限の規範意識を身に付けさせ、法 やきまりを守り、変化の激しいこれからの社会をたくましく生き抜く人間を育てること がさらに重要になっています。

そこで、昔から引き継がれている良き教えを大切にする教育を、身近な日置市を素材として推進を図り、時と場に応じたあいさつの励行や感謝の心の醸成、身だしなみなど、基本的な生活習慣を身に付けさせる教育を推進します。

Ⅱ 文(芸術・学問)と武(心身の鍛錬)の両立を重んじる教育の推進

少子高齢化、過疎化などの進行やグローバル化の進展など、教育を取り巻く環境は、 急速に変化しています。このような中、社会の変化に的確かつ柔軟に対応した施策を推 進することがさらに重要になっています。

文(芸術・学問)とは、学問及び音楽・美術などの芸術のことであり、武(心身の鍛錬)とは、体を鍛えることを通して、心身を鍛えることです。この両者を同時に鍛え、 自分自身を幅広く磨き高めるたくましい人間の育成を推進します。

Ⅲ 自然や歴史と伝統文化を重んじる教育の推進

個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切にする心、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、いつの時代の教育でも大切にしなければならないものです。

そこで、日置市の豊かな自然、「郷中教育」や「日新公いろは歌」をはじめとする教育の慣習や伝統、郷土芸能や史跡などの歴史的資源を有効に活用し、郷土を愛する心を醸成し、豊かな人間性を育む施策をさらに推進します。

Ⅳ 安全・安心を重んじる教育環境づくりの推進

市民に提供する教育の質の維持・向上が必要です。そのためには、教育内容はもちろんのこと、教育施設や児童生徒の安全・安心など子どもを取り巻く望ましい環境が求められています。

本市では、これからも学校施設をはじめ、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設の計画的な整備に努めていきます。これに加え、登下校や学校教育の場においては、児童生徒の安全安心対策や、学校給食、教育助成など、子どもたちの教育環境、さらには生涯学習活動を支える環境整備に努めていきます。

また、幼児期から高齢期にいたるまでの市民の教育活動を支え、充実させるため、安全・安心を基本とした教育環境整備を推進します。

V 協働社会によるまちづくりを重んじる教育の推進

少子高齢化、人口減少や情報化が進む中で、人と人とのつながりや、安心して生活できる地域社会が必要となっており、より一層、地域の特色を生かした活力ある地域づくりが求められています。また、住民が行政に求めるニーズ(要求)も多様化してきており、これまでのような行政を中心とした公共的サービスの提供は、質的にも量的にも限界が生じてきています。

このような中で、個人・団体による社会貢献活動や様々なボランティア活動等、「共生・協働」の仕組みづくりが推進されています。地域の様々な課題や行政サービスを、住民はもとより、まちづくりの最前線である自治会や社会教育関係団体、ボランティア団体、企業等の多様な主体とともに協力し、支え合うことにより、市民が生涯を通じて生きがいを持ち、安心して暮らせる社会を構築していく必要があります。

本市においては、中央公民館、地区公民館で開催される公民館講座の充実を図り、地域づくりの担い手の育成や市民が豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学べる環境整備を推進します。

Ⅵ 健康づくりを重んじる生涯スポーツの推進

生活水準の向上や余暇時間の増大、健康志向の高まり、高齢化の一層の進展等に伴い、これまで以上に自らの生活や生きがいが重視され、健康で豊かに生きるためにスポーツへの関心がますます高まっています。

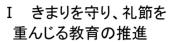
市民のスポーツに対する多様なニーズに対応し、年齢や体力、個性や目的に応じたスポーツ活動を「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」気軽に楽しめるよう、生涯スポーツの普及や健康づくりに取り組むとともに、交流することのできる機会の充実が求められています。

市民の誰もがそれぞれの年齢や体力に応じて、いつでも身近にスポーツに親しみ、健康で明るい「生涯スポーツ社会」を地域に築いていけるよう、総合型地域スポーツクラブやスポーツレクリエーション教室等の充実を図ります。

夢をもち あしたをひらく 心豊かな人づくり



郷土の教育的な伝統や風土を生かした「風格ある教育」の推進



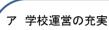
Ⅱ 文(芸術・学問)と武 (心身の鍛錬)の両立を 重んじる教育の推進

Ⅲ 自然や歴史と伝統文化を 重んじる教育の推進

Ⅳ 安全・安心を重んじる 教育環境づくりの推進

Ⅴ 協働社会によるまち づくりを重んじる教育の 推進

VI 健康づくりを重んじる 生涯スポーツの推進



- イ 生徒指導の充実
- ウ 道徳教育の充実
- エ 人権教育の推進
- オ 子ども支援センターの充実

ア 学力向上に向けての取組の充実

- イ 特別支援教育の充実
- ウ キャリア教育の充実
- エ 保・幼・小・中・高連携の推進
- オ 文化活動の推進
- カ 体力向上に向けての取組の充実

ア 地域文化の継承・発展

- イ 文化財の保存・活用
- ウ 環境教育の充実

ア 施設設備の計画的整備・適正 維持管理

- イ 地域ぐるみでの安全・安心な 環境づくり
- ウ 災害時における避難対策の 充実
- エ 学校給食の適正かつ円滑な 推進
- オ 学校規模の適正化
- カ 公立幼稚園の在り方
- キ 就学支援の充実

ア 家庭、学校、地域、事業者等が 連携した社会教育の推進

- イ 家庭教育の充実・支援
- ウ 青少年の育成と社会教育活動へ の参加促進
- エ 生涯学習の充実・強化
- オ 生涯学習推進体制の強化
- カ 市民総ぐるみの読書活動の推進
- キ 情報教育の推進及び機器の
- ア 生涯スポーツの推進による 市民の健康づくり
- イ 日置市体育協会の育成及び 競技力の向上
- ウ スポーツ少年団の充実
- エ 社会体育施設等の充実及び 利用促進

〇 おひさま運動

- 〇 学校運営協議会
- 〇 地域学校協働活動
- 〇 ふれあい教室事業
- 〇 ひおきふるさと教育
- 教職員の人権教育研修会への派遣
- 〇 社会教育における人権学習会
- 〇 子ども支援センター事業

○ のびゆくひおきっ子Ⅱ事業

- チェスト行けひおきっ子Ⅱ事業
- O ICT整備事業
- 〇 市教育支援委員会
- 〇 巡回相談事業
- 〇 特別支援教育研修会
- 〇 夢づくり事業
- 青少年のための芸術鑑賞事業
- 〇 南九州美術展

- 〇 文化芸術関する子どもの育成事業
- 文化芸術団体等の運営・育成支援事業

- 〇 民俗芸能等伝承活動支援事業
 - 〇 文化財保存団体等運営支援事業
 - 〇 文化財資料作成事業
 - 〇 文化財展示紹介事業
 - O ひおきふるさと教育(再掲)
 - O 清掃工場等の社会科見学推進
- 〇 地域学校協働活動(再掲)
- 〇 地域ぐるみの学校安全体制 整備推進
- 〇 放課後子ども教室

〇 奨学資金貸付制度

- O おひさま運動(再掲) 〇 日吉学園整備事業(R3)
- 〇 学校再編
- 〇 就学援助費支給制度
- 〇 私立幼稚園就園奨励費補助金制度
- 〇 家庭教育学級 〇 青少年リーダー研修 〇 公民館講座

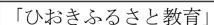
 - 〇 行政出前講座
 - 〇 ブックスタート事業
 - 〇 ブックスタートフォローアップ事業

〇 地域学校協働活動(再掲)

- 〇 スポーツ教室事業
- 〇 スポーツテスト
- 〇 スポーツ推進員育成事業
- 〇 学校体育施設開放事業
- 〇 日置市体育協会事業
- 〇 体力テスト・ボランティア活動推進事業 〇 スポーツ少年団競技別交歓大会、 交歓交流事業
- 〇 ネーミングライツ事業
- 〇 妙円寺詣り行事大会
- いじゅういん梅マラソンジョギング大会

生

S S 膏



- ◎「知」と「体」をつなぐ「徳」を育てる教育を推進します。
- ○日置市全域の特徴的な歴史、伝統文化、自然等を幅広く学習します。
- ○日置市全域の産業や環境について理解を深め継承します。 ○伝統的な礼儀・作法、郷土愛、自然愛、奉仕の心を学び伝えていきます。
- ◎「ひおき学」を柱の一つに、学校では、9年間を通した小中一貫教育を推進します。

「ひおき学」では

- ○礼儀作法を学ぶ。
- ○日置市の偉人から学ぶ。
- ○日置市の伝統行事を学ぶ。 ○日置市の特産品を学ぶ。
- ○日置市の文化財を学ぶ。











2 具体的施策の展開

I きまりを守り、礼節を重んじる教育の推進

ア 学校運営の充実

現状と課題

- ① 児童生徒の規範意識の低下やいじめの未然防止、早期解決の必要性が指摘されています。基本的な生活習慣や人としてしてはいけないことなど、社会生活を送る上で人間としてもつべき規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情、他者への思いやりなどの道徳性を養う道徳教育を充実させることが重要です。
- ② 児童生徒や学校は様々な課題を抱えており、それらを解決するためには、地域住民の協力が不可欠であります。また、質の高い教育を持続・発展させるために学校における業務改善を推進しなければなりません。

本市が取り組む学校運営協議会は、地域と学校が一体となって役割分担をしながら、学校運営の充実を目指します。小中一貫教育や地域学校協働活動などとも関連付けながら、今後一層の推進を図っていく必要があります。

※学校運営協議会 学校と保護者や地域住民の意見等を学校運営に反映させ、一緒に協働しながら子どもの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

※地域学校協働活動 これまでの「学校応援団」をさらに発展させ、地域の高齢者、保護者、PTA、民間企業等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動。

- ① 「おひさま運動」の啓発に取り組み、市民運動として推進します。
- ② 学校経営目標に「きまりを守り礼節を重んじる」という具体目標を位置 付け、実態に応じて組織的に取り組みます。
- ③ 学校の自己評価や学校関係者評価において、基本的な生活習慣等を評価 し、改善に取り組みます。
- ④ 教育課程に「ひおきふるさと教育」を位置付け、日置市の素材を生かした「きまりを守り礼節を重んじる」教育に取り組みます。
- ⑤ 学校運営協議会により、地域の力を生かした学校運営や教育活動を充実 させるとともに、教職員が子どもと向き合う時間の確保など業務改善に取 り組みます。

事業名	事業内容	所管
おひさま運動	風格ある教育を推進するため、おひ さま運動の普及啓発を図る。	社会教育課

事業名	事業内容	所管
学校運営協議会	地域の力を学校運営に生かし、学校 が抱える課題を地域ぐるみで解決する とともに、質の高い学校教育の実現を 図る。	学校教育課
地域学校協働活動	地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して地域と学校が相互に連携・協働して様々な活動を行う。	社会教育課

数值等目標

令和3年度までに、市内の全小・中学校(義務教育学校を含む)に学校運 営協議会を設置する。



イ 生徒指導の充実

現状と課題

- ① いじめや暴力行為等の問題行動、インターネットやスマートフォンなど の情報端末機器の普及に伴う課題に、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して対応することが必要です。
- ② 平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等調査によると、本市小・中学校における暴力行為は5件、いじめは113件、不登校児童生徒は76人と年々増加傾向にあるため、学校、家庭、関係機関等と連携したチーム学校としての取組を一層充実することが必要です。

具体的施策

- ① 生徒指導に関する教職員の資質向上を図るとともに、学校の生徒指導体制を充実し、全教職員が一体となったチーム学校として生徒指導に努めます。また、学校、家庭、地域、関係機関等の連携を推進します。
- ② 児童生徒の様々な悩みや課題に対応するため、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門的な知見に基づく教育相談体制の充実を図るとともに、ふれあい教室の週5日開室や指導員増員により、通級している児童生徒への学習支援・相談活動の充実を図ります。
- ③ 不登校児童生徒については、各学校において個別支援計画を作成するとともに、保護者や関係機関等と連携した個別指導、家庭訪問、体験活動の機会の提供などにより、学校復帰や自立・成長に向けて、一人一人の実態を踏まえた組織的・継続的な支援に努めます。
- ④ *SNSを巡るインターネット上のトラブルやスマートフォン等の普及に伴う問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、家庭と学校が連携を図り、情報モラルに関する教育を推進します。

※SNS ソーシャル・ネットワーキング・サービス。広義には、社会的ネットワークの構築のできるサービスやウェブサイトで、狭義には、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型サービス。

事業名	事業内容	所管
ふれあい教室事業	不登校児童生徒の学校復帰に向けて 学校以外の場所で学習指導、生徒指導 を充実させたり、コミュニケーション 力を育てたりする。	学校教育課

数值等目標

不登校児童生徒数の現状を全国の出現率未満に近づけます。

内容	日置市の現況値	日置市の目標値	日置市の目標値
	(H30年度)	(R 3 年度)	(R6年度)
不登校児童	小学校: 0.71%	小学校:0.50%	小学校: 0.4%未満
生徒数	中学校: 4.35%	中学校:4.00%	中学校: 3.5%未満

※不登校児童生徒数の現況値は、平成30年度生徒指導問題行動調査(文部科学省)による。

ウ 道徳教育の充実

現状と課題

- ① 平成31年4月に実施された全国学力・学習状況調査によると本市において「自分には、よいところがあると思いますか。」という問いに、あると答えた児童生徒の割合が、小学校で38.1%(全国:38.8%)、中学校で33.5%(全国:29.0%)、「将来の夢や目標を持っていますか。」という問いに、あると答えた児童生徒の割合が、小学校で71.9%(全国:65.9%)、中学校で52.6%(全国:44.9%)と、全国と比較すると高くなっています。さらに、自己肯定感等を醸成する道徳教育の充実が必要です。
- ② 新学習指導要領により、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し、未来を拓く主体性のある日本人を育成するために「特別の教科 道徳」を要として、教育活動全体で推進する道徳教育が重視されています。

- ① 道徳教育及びその要となる「特別の教科 道徳」の充実を図るために、各 学校において道徳教育の全体計画や年間指導計画を作成し、道徳教育推進 教師を中心とした全校的な指導体制の確立を図ります。
- ② 一人一人の教職員が道徳教育の重要性を認識するとともに「特別の教科 道徳」において、自分とは異なる意見と向き合い議論する中で、道徳的価 値について多面的・多角的に学ぶ「考え、議論する道徳」への転換が図ら れる授業改善や児童生徒の良さを認め励ます評価が行われるよう、各種研 修の充実・改善に努めます。
- ③ 日置市の自然・伝統・人物を学ぶ「ひおきふるさと教育」を通して、郷土を知り、郷土を愛する心を育てます。
- ④ 総合的な学習の時間や特別活動などを活用し、ボランティア活動や体験活動など豊かな体験を通して心を育む特色ある教育活動をさらに推進するとともに、「特別の教科 道徳」と関連させることにより、教育活動全体での道徳教育の充実を図ります。

事業名	事業内容	所管
ひおきふるさと教育	9年間を通して、「ひおき学」を柱 に郷土の伝統文化、人物等を学習す ることで、児童生徒の「礼節」、「郷 土愛」等の道徳性を身に付けさせ る。	学校教育課

エ 人権教育の推進

(ア) 発達段階における人権教育

現状と課題

- ① 「人権教育は全ての教育の基本」であり、教育活動全体を通じて、自他の大切さを認めることができる子どもたちを育成する必要があります。また、いじめの未然防止の観点からも、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことや、個人の価値を尊重し、男女の平等を重んじる態度や実践力等を育成する必要があります。
- ② 子ども一人一人を大切にし、愛情をもって接しようとする全ての教職員等の姿勢は人権教育の基盤となるものであり、教職員等は「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」といった基本姿勢で子どもと関わり、チームとなって子どもの育ちを全力でつなぐ必要があります。

具体的施策

- ① 幼児期においては、幼稚園教育要領の規定に基づき、互いに関わりを深め協同して遊び、互いを思いやる人権尊重の精神の芽生えを育むことができるように努めます。
- ② 「人権教育の全体計画・年間指導計画」や「共通実践事項」等に基づき、日常的に点検・評価を行うことにより、人権教育の充実に努めます。
- ③ 人権を取り巻く状況が大きく変化していることに対応した、各種研修の 充実や人権教育資料等の活用を通し、教職員等の人権意識の高揚や資質向 上に努めます。

事業名	事業内容	所管
教職員の人権教育研修会への派遣	全ての教職員が、計画的に人権教育研修会へ参加できるようにする。	学校教育課

数值等目標

- 教職員が、計画的に人権教育研修会に参加できるようにする(年80人)。
- 各学校の校内研修において、年3回以上の人権教育に関する研修を行う。
- (イ) 社会教育における人権教育

現状と課題

① 地域社会における、共に支え合う精神や人権を尊重する意識を高めるため、PTA・女性団体・高齢者団体指導者や地区公民館等を中心に人権問題についての各種研修会等を開催しています。

- ② 一人一人の人権尊重の意識を高めるためには、生涯学習の各種施策を通じた人権に関する学習を充実しなければなりません。
- ③ 今後、多様な人権学習講座の開催や効果的な人権啓発の手法を検討し、 地区公民館などを中心に地域の特性を活かした人権意識を高める取組を推 進する必要があります。
- ④ 社会教育指導員をはじめとする社会教育関係者のほか、単位 P T A や家庭教育に関する地域グループに対しても継続的な支援を行います。
- ⑤ 各種研修会の実施にあたっては、人権問題を自らの問題として捉え、日常的な人権感覚を身に付けられるよう、研修内容や開催形式、広報手段等の工夫・改善を続ける必要があります。

具体的施策

- ① PTA、女性・高齢者団体等における推進者の研修を効果的に進め、それらの人材の活用を様々な形で図っていきます。
- ② 社会情勢の変化に伴い、複雑化・多様化する人権問題に適切に対応するためには、教育委員会の各担当の専門的な対応と関連する部局間の緊密な連携体制が不可欠であることから、連携強化に努めます。
- ③ 家庭や地域など身近にある人権問題に気付き、その解決に向け、学習者とともに歩むことができるリーダーや指導者を育成していきます。

事業名	事業内容	所管
社会教育における人権学習会(行政出前講座を含む。)	市民を対象に地区公民館講座等での人権学習講座を開催する。	社会教育課

数值等目標

○ 市内全小・中学校における家庭教育学級、市民を対象とした人権出前講座 を推進します。

内容	R 2年度	R 4年度	R 6 年度
社会教育における人権 学習会(行政出前講座を 含む。)の開催回数	45回/年	48回/年	51回/年

オ 子ども支援センターの充実

現状と課題

- ① 子ども支援センターは、子どもたちや家庭の抱える様々な課題へのワンストップ相談窓口として、福祉課・健康保険課・学校教育課が連携して設置し、多面的・継続的な支援を一体となって行うことで、各々の抱える課題解決に取り組み成果を上げてきました。さらに、「日置市子育て包括支援センター」(令和元年10月設置)の相談活動の一環として、子ども支援センターは学齢児童生徒を中心に要保護・要支援児童等への相談・支援体制の一翼を担っています。
- ② 近年、相談件数は急激に増加しており、中でも不登校やいじめ等に対する育成相談、発達障がい等の発達相談、虐待等の養護相談など、長期間に及ぶかつ複合的なものが増えてきています。これらの課題解決には、行政や学校・地域が一体となりケース会議等を通して横断的・継続的な支援に取り組むことが重要と考えます。
- ③ 子ども支援センターは、不登校・いじめ問題対応、ふれあい教室運営を行うとともに、児童虐待、**DV、メンタルヘルス、生活困窮等の支援にも関わっています。三課連携の中心施設として、積極的に児童生徒や家庭と関わり組織的な支援活動を展開拡充するため、子ども支援センターの各相談員の資質向上に努めることが必要です。

※DV ドメスティックバイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる身体的、精神的などの暴力。

【表一6】

【近年の子ども支援センターの相談件数(延べ)】 (単位:件)

	<u>≓</u> †	幼児	小学生	中学生	高校生以上
H29	3, 981	67	1, 206	1, 758	950
H30	4, 906	48	2, 062	2, 238	558

※数字は、子ども支援センター調べ

具体的施策

① 相談内容の複雑・多様化、相談件数の急増に対応するため、各相談員の 役割分担を明確にするとともに、継続的相談や支援ができるよう、各相談 員の日数増や増員等も検討します。併せて、職員の処遇改善については、 「会計年度任用職員制度」等の国・県の動向も視野に入れ、より活動しやす い環境改善に取り組みます。 ② 福祉課、健康保険課とは、新設された「日置市子育て包括支援センター」や「要保護児童対策地域協議会」等の事業充実の観点から、これまで以上に緊密に連携する必要があります。また、今後、一貫した教育支援体制を構築するためにも、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門員を配置している関係課との協力体制が強化できるように努めていきます。

事業名	事業内容	所管
子ども支援センター事 業	教育相談員やスクールソーシャル ワーカーによる不登校児童生徒の自 立促進、いじめ問題への対応などを 行います。	学校教育課 健康保険課 福祉課

Ⅱ 文(芸術・学問)と武(心身の鍛錬)の両立を重んじる教育の推進

ア 学力向上に向けての取組の充実

現状と課題

- ① 本市の児童生徒の学力の実態は、鹿児島学習定着度調査及び全国学力・学習状況調査の結果から概ね全国・県平均を上回っています。基礎的・基本的な知識や技能については、身に付いているものの、思考力・判断力・表現力に少し課題が見られます。
- ② 全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙において、小学校では、国語の 授業内容がよく分かると答えた児童が、中学校では、数学及び英語の授業 内容がよく分かると答えた生徒が、県・全国よりも少ないという結果が出 ています。

- ① 各学校において、各種調査結果を踏まえ、学力向上についての「P(具体的な計画)・D(共通実践)・C(検証)・A(改善策)」を確立し、計画的・具体的な指導方法の改善を行う取組を推進します。
- ② 「学びの羅針盤」・「のびゆくひおきっ子 II リーフレット」等を活用した 授業研究、「グラフ作成ソフト」を活用した点検・評価を通して、教職員の 指導法等の改善を図ります。
- ③ 学力向上へ向けた取組を推進するために、「今週の1問」を作成して、全校に配信します。
- ④ 教科等の指導やプログラミング教育、情報教育を充実させるために、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、ICTを適切に活用した学習活動の充実を図ります。
- ⑤ 小学校における外国語科及び外国語活動を充実させるために、ALTの 効果的な活用や中学校英語教員による乗り入れ授業の推進を図ります。

事業名	事業内容	所管
のびゆくひおきっ子 Ⅱ 事業	児童生徒の学力向上のために、 小・中・高の連携を視点に、教員の 授業力向上を図る。	
各種教育事業	わくわく作文塾、理科標本作成 会、英会話体験活動、科学の祭典等 の教育事業を実施することにより、 関係教科の学力向上を支援する。	学校教育課

事業名	事業内容	所管
ICT整備事業	パソコンやソフト教材の整備を行 い、プログラミング教育の充実を図 る。	学校教育課

数值等目標

「全国学力・学習状況調査」では、小学校・中学校とも市平均として、毎年 全国比102以上、「鹿児島学習定着度調査」では、小学校・中学校とも県比105 以上を目指します。

イ 特別支援教育の充実

現状と課題

- ① 全校支援体制を確立し、障がいのある幼児や児童生徒の実態把握や支援 を組織的に行い、より一人一人に応じた教育の推進を図っています。
- ② 市教育支援委員会で障がいのある児童生徒の把握や就学についての適切 な指導、保護者との教育相談を行っています。
- ③ 特別に支援を要する児童生徒においては、切れ目ない一貫した教育支援 環境の整備が大変重要であることから、特別支援教育支援員の適正な配置 や専門性を身に付けるための環境整備が必要です。
- ④ 小、中、高へ円滑に移行するため、進学時点での移行支援シート、個別の教育支援計画の作成及び確実な引継ぎの徹底が必要です。

- ① 特別支援教育支援員を配置し、支援を要する児童生徒が安心して過ごせるよう、個に応じた学習支援や生活支援などを行います。
- ② 特別な支援を要する児童生徒の評価においては、その児童生徒の進路・ 人生に大きく関わってくることから、市教育支援委員会における事前の教 育相談、知能検査等の検査内容、体制等を見直し、より迅速かつ適正に判 断できるよう検討します。
- ③ *ソーマライゼーションの理念から同じ価値観を推し進められるよう、教職員だけでなく、保護者に対して障がいへの理解を深められるような研修会を検討します。
- ④ 一貫した支援体制を構築するため、移行支援シート及び個別の教育支援 計画は、早い段階から保護者への理解を促して作成するとともに、確実に 引き継いでいきます。また、小学校から中学校へ引き継いで終わりではな く、中学校から小学校へのフィードバックにも活用していきます(双方向 の連携)。

⑤ 県立特別支援学校の巡回相談等を積極的に活用したり、関係機関との定期的な情報交換に努めたりして、幼小・小中・中高連携の充実を図ります。 ※ノーマライゼーション 障がい者と健常者が、お互い区別されることなく、社会生活を共にする考え方。

事業名	事業内容	所管
市教育支援委員会	就学指導を実施し、合理的配慮事項の検 討を行う。	
巡回相談事業	早期発見・早期支援の観点から市内の全 保育園・幼稚園を訪問し、具体的な支援方 法等の助言を行う。	学校教育課
特別支援教育研修会	スキルアップのための研修会を開催 ・幼稚園・保育園対象 ・特別支援教育支援員対象 ・特別支援学級担任・コーディネーター対 象	

数值等目標

支援が必要な児童生徒の早期発見とその児童生徒への個別の指導計画及び教育支援計画を100%作成します。

ウ キャリア教育の充実

現状と課題

市内各学校において、職場体験活動や見学等の体験的活動が定着し、児童 生徒の望ましい勤労観・職業観の変容が見られます。一方では、学校と企業 等による連携のもと、体験的活動を通して何を学ばせ、何を身に付けさせる のかが十分に共有されていないという課題があります。

- ① 児童生徒一人一人が明確な目的意識をもって日々の学校生活に取り組みながら、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高めることを目的とします。
- ② 市内の企業・事業所等への3日間の職場体験活動(キャリア・スタート・ウイーク)を通して、望ましい勤労観・職業観を養うとともに、自己 実現に向けて努力しようとする心情を培うことを目的とします。

- ③ 小学校から高等学校までの「キャリア・パスポート」を通して、児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を振り返ったり見通したりしながら自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなげることを目的とします。
- ④ 児童生徒が、夢に向かって取り組んでいる音楽やスポーツ、文化等の各分野で活躍する人の話を聞いたり、実演を観たりすることで努力することの大切さや自己実現の素晴らしさを感じ取ることを目的とします。
 - ※キャリア・パスポート 小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動において、 自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自らの変容や成長を自 己評価し記録していくもの。

事業名	事業内容	所管
夢づくり事業	夢の実現に向けて努力している人た ちの生き方について学ぶ。	学校教育課

エ 保・幼・小・中・高連携の推進

現状と課題

- ① 日置市小中一貫教育運営協議会を年2回開催するとともに、各中学校区において、年3回の研修会を実施しています。「めざす子ども像」や「家庭学習の手引き」を作成し、9か年を見通した学びの連続性を意識した連携を行っています。
- ② 保幼小連携は、各地域連絡会と私立保育所(園)等を含めた市保幼小連携研修会を実施しています。内容は、研修を通じて保育や授業の様子を参観したり、情報交換したりして、スムーズな接続ができるようにしています。
- ③ 研究授業の相互参観を行い小中高の学習指導の連携に努めています。
- ④ 本市の小中一貫教育をより一層充実させるために、日吉学園(義務教育学校)における教育課程編成及び運用の工夫改善を図り、地域と連携した特色ある教育活動を推進し、成果等を各学校へ還元していくことが必要です。

- ① 保幼小中高連携の在り方について研究を深めるとともに、毎年各地域持ち回りの研修会を実施することにより、地域の特色を生かした連携を進めます。
- ② 中学校教諭の兼務申請により乗り入れ授業を推進していきます。
- ③ 令和3年4月に日吉学園(義務教育学校)を開校し、その特色を生かしたカリキュラムを導入するとともに、9年間を通した連続性のある教育を進めます。また、義務教育学校の特色や魅力を広く周知するため、市の広報誌や学校便り、ホームページ等を活用して啓発に努めます。

数值等目標

- 授業を通した研修会を全地域で実施します。
- 兼務申請数をすべての中学校区で100%とし、乗り入れ授業を実施します。

オ 文化活動の推進

現状と課題

- ① 郷土の伝統や文化を尊重する態度を養う教育を充実することが必要です。
- ② 多くの学校では、学校行事等において、音楽や演劇等を鑑賞する機会を 設けています。
- ③ 文化芸術を創造し、享受し文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは人々の変わらない願いです。
- ④ 自主性や創造性が尊重され、多彩で特色ある地域の文化芸術が創造され、 心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に向けて文化芸術を振興す ることが重要です。
- ⑤ 南九州美術展については、これまで県を代表する美術展の一つとして60年以上にわたり実施しており、本美術展を子どもたちの芸術教育に生かせるよう、特別賞作品は市内小中学校で巡回展示を行っています。

しかし、応募作品数が減少する中、本美術展の実施のあり方を検討する 必要があります。

- ① 学校における文化芸術活動や伝統文化を理解させる教育を推進します。
- ② 子どもたちが、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の充実に努めます。
- ③ 図画や作文コンクール等への参加の奨励や美術館、博物館等で開催される特別展等の観覧促進に係る取組に努め、さらには、地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会の促進に取り組みます。
- ④ 市民の文化芸術活動に接する機会の増大、地域の文化芸術団体・サークルの育成・支援、文化財の活用によるまちづくりなどソフト事業の充実や地域振興施策における文化的側面を重視します。また、観光やまちづくり、福祉、教育、産業など幅広い分野と連携して、総合的な文化政策を推進していきます。
- ⑤ 南九州美術展の作品を子どもたちの芸術教育に広く活用できるよう検討し、他の美術展の在り方等の取組を参考にしながら、南九州美術展を通して子どもたちの芸術教育の充実発展に努められるよう、実施のあり方も検討していきます。

事業名 事業内容		所管
文化芸術に関する子どもの育成事業	一流の文化芸術団体による巡回公 演を行い、優れた舞台芸術を鑑賞す るとともに、ワークショップ等を行 い子どもたちの発想力やコミュニケ ーション能力の育成を図る。	
青少年のための芸術鑑 賞事業	優れた舞台芸術鑑賞の機会を提供 し、芸術に対する興味・関心を喚起 するとともに、豊かな情操の涵養に 資する。	社会教育課
文化芸術団体や文化継 承団体等への運営・育 成支援事業	地域における、文化芸術団体や文 化財継承団体等に対し、連携協力し ながら、情報提供、人材育成、創造 活動への支援等を通じて文化振興を 図る。	
南九州美術展	描画、版画、デザイン画等の美術作品への応募を県内の学校等に広く呼びかけ、優秀な作品を表彰する。	教育総務課

カ 体力向上に向けての取組の充実

現状と課題

本市の体力向上の取組としては、チェスト行けひおきっ子Ⅱ事業研究協力校区として7中学校区から1中学校区を2年間指定し、小中連携による体力向上に向けた取組を推進しています。

- ① 中学校区の各学校が9年間を見通した体育学習時の指導方法改善を小中 連携で研究・実践することで、運動好きな子どもを育成します。
- ② 各学校の特色を生かした「一校一運動」を設定し、推進することで基礎体力の向上を図ります。
- ③ 業間体育や遊びを通した運動の生活化を図る中で、自己の能力に挑戦させる取組を通じ、体力・気力の向上に努めます。
- ④ 体力・運動能力調査の結果分析を生かし、個人的な取組を継続的に行うことを通して、焦点化した基礎体力向上を図ります。
- ⑤ 家庭で取り組む「一家庭一運動」の実践を通して体力向上への啓発を図ります。

- ⑥ PTA等との連携による親子レクリエーション等の実施や地域スポーツ 行事への積極的な参加の推進に努めます。
- ⑦ 体育施設や体育授業で使用する用具の充実を図ります。
- ® 「チャレンジかごしま」への取組を推進し、県への記録の申請を積極的 に行います。

事業名	事業内容	所管
チェスト行けひおき っ子 Ⅱ 事業	体育学習時の指導方法の改善を中 心に、児童生徒の基礎体力の向上を 図る。	学校教育課

数值等目標

- 体力・運動能力調査で、小学校・中学校とも県比+0.5以上を目指します。
- 平成29年度から実施している「チェスト行けひおきっ子 II」事業を令和 12年度まで継続し、全小・中学校を研究指定します。
- 毎年、指定2年目の研究公開を実施し、教科体育や基礎体力向上への取 組などの研究成果を発表します。

Ⅲ 自然や歴史と伝統文化を重んじる教育の推進

ア 地域文化の継承・発展

現状と課題

- ① 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う郷土教育の推進が必要です。
- ② 本市の歴史や先人の偉業についての正しい理解を図り、郷土への誇りを育てる教育を一層充実する必要があります。
- ③ 市内には地域の自然、歴史、風土に根ざした多彩な文化芸術が育まれ、 人々の地域に生きる誇りを醸成し、地域のコミュニティを支える大きな力 となっています。
- ④ 市内には、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、史跡など多くの文化資産がありますが、少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、保存・継承が難しくなっています。

- ① 各学校において、市内全域の郷土芸能や伝統産業を体験する活動、先人の業績・生き方について学ぶ活動等の充実を図り、本市の魅力を語れる人材の育成に努めます。
- ② 伝統的な礼儀・作法、郷土愛、自然愛、奉仕等の道徳性について、身に付ける活動等の充実を図ります。
- ③ 郷土に誇りをもち、未来を担う子どもたちを育てるために、教職員が本市の文化、歴史、伝統等についての理解を深め、教育実践がなされるよう、ひおきふるさと教育に関する教職員の資質の向上を図ります。
- ④ 貴重な伝統文化の継承について、関係機関と連携しながら、継承できる 仕組みづくりに努めます。
- ⑤ 市内に伝わる郷土芸能や伝統行事等の担い手を育成するとともに、独自 の地域文化を次世代へ継承していきます。

事業名	事業内容	所管
民俗芸能等伝承活動支援事業	市内の民俗芸能等の伝承及び保存を支援するため、活動を行う団体等に対して予算の範囲内において交付金を交付する。 また、様々な催事における披露紹介などに取り組み、広く周知を図ることや地域の子どもたちが体験を通し、地域の伝統を学ぶ機会とし、継承活性化に繋げる。	社会教育課

事業名	事業内容	所管
ひおきふるさと教育 (再掲)	9年間を通して、「ひおき学」を柱 に郷土の伝統文化、人物等を学習す ることで、児童生徒の「礼節」、「郷 土愛」等の道徳性を身に付けさせ る。	学校教育課

イ 文化財の保存・活用

現状と課題

- ① 子どもたちをはじめ、市民が郷土の歴史や身近な文化財に触れ、学び、 親しむことなどにより、郷土を愛する心を醸成することが求められていま す。
- ② 市内に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手が育つとともに、地域の文化財の活用が図られるなど、個性を生かした地域づくりが展開されることが必要です。
- ③ 市内には豊かな自然をはじめ、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、史跡など多くの文化財があり、地域や市民共有の貴重な財産として守り伝えられてきています。

- ① 次世代に継承すべき文化財については、関係機関と連携・協力して国・ 県・市指定や国登録等を推進します。
- ② 歴史民俗資料館等については、文化財や地域の歴史、自然等に関する学習機会を提供し、文化財愛護思想の普及・啓発を図ります。
- ③ 関係機関等と連携・協力し、学習の場としての史跡の整備を図ります。
- ④ 文化財の保存・継承活動に成果をあげている活動事例の情報を提供し、 活動の活性化を図るとともに、地域の文化財を総合的に活用した地域づく りを促進します。
- ⑤ 学校教育や地域活動への郷土芸能や伝統行事、史跡等の活用を促進します。

事業名	事業内容	所管
各地域文化財保存団体等運営支援事業	各地域の文化財保存団体等に円滑な 保存活動が実施できるように、補助金 を交付し、支援を行う。	社会教育課

事業名	事業内容	所管
文化財資料作成事業	文化財マップなどの歴史資料を作成 し、日置市の文化財について、広く周 知を図る。	
文化財展示紹介事業	文化財史料等の保存・活用に努め、 展示・公開することにより、日置市の 歴史について紹介し、学習する機会の 充実を図る。	社会教育課

ウ 環境教育の充実

現状と課題

- ① エネルギー・環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題です。教育基本法においても、教育の目標として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が規定されています。
- ② 学校においては、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全とのバランス、環境に配慮した消費生活等について学習しており、ゴミの分別やリサイクル活動、環境美化活動等、体験的な活動を実施しています。

- ① 持続可能な開発目標 (SDGs) における「ゴール7:環境の持続可能性確保」の観点に立ち、環境教育の一層の推進に努めます。
- ② 「日置市環境ブック」をもとに、環境にやさしい学校づくりの柱である「エネルギーの節約(節電・節水)」、「資源のリサイクル」、「環境学習の推進」を踏まえ、各学校の実態に応じた取組を推進します。
- ③ 太陽光発電施設のある学校(5校)での環境教育を推進します。
- ④ ウミガメ保護活動を行っている学校(3校)においては、保護活動を通して海洋や海岸の環境保全活動に取り組みます。
- ⑤ 科学の祭典において、環境教育に関するブースの出展を積極的に行います。

事業名	事業内容			
清掃工場等の社会科 見学推進	バス借り上げ等を行い、社会科見学 等の体験的活動を推進する。	学校教育課		

数值等目標

- 各学校における環境全体計画等の見直しを実施します。
- 各学校における環境学習の授業(出前授業)を実施します。
- 科学の祭典における環境教育に関するブースを出展します。

Ⅳ 安全・安心を重んじる教育環境づくりの推進

ア 施設設備の計画的整備・適正維持管理

現状と課題

- ① 学校施設の計画的整備については、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるだけでなく、地震などの災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保はきわめて重要です。
- ② 本市の学校施設の構造体の耐震化は、計画的に実施し平成30年度で完了しています。
- ③ 適正な維持管理については、老朽化等により安全性、機能性等が低下した施設や遊具、現在の教育環境に適応しにくい施設などがあり、修繕、改修などの対策が必要になっています。また、学校施設長寿命化計画を策定し、施設整備を進めていく必要があります。

具体的施策

- ① 計画的整備では、旧耐震基準の建物において耐震診断を実施し、その後耐震補強、改築工事を実施し、建物の構造体の耐震化は完了しました。また、日吉学園開校に向けて、校舎の増築、改修を予定しています。
- ② 維持管理については、老朽化等による安全性、機能性等が低下した施設や遊具、現在の教育環境に適応しにくい施設を修繕、改修することにより、教育環境の向上、機能改善や長寿命化を図ります。
- ③ 学校施設を長期にわたり有効に活用するため、老朽化した学校施設の適時適切な維持管理や補修を実施するとともに、環境との共生、バリアフリー化、健康や安全性などに配慮した施設整備に努めます。

事業名	事業内容	所管
日吉学園整備事業	校舎増築工事 (令和元年~令和2年度実施) 既設校舎改修工事 (令和2年度実施予定)	教育総務課

イ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり

現状と課題

① 地域の将来の担い手である子どもたちの健全育成は、子育て中の家庭だけでなく、地域社会全体の課題です。

- ② 地縁関係の希薄化などに伴い、他人の子どもの行動に関心を寄せる保護者が少なくなり、地域社会で子どもたちを支え育む意識が乏しくなっています。
- ③ 現在、市内すべての小・中学校区に「地域学校協働本部」を組織し、各学校や各地域の実態に応じた活動を推進しています。
- ④ 子どもたちを取り巻く状況が変化し、様々な課題を抱える中、今後ますます家庭・学校・地域が一体となって子どもたちを育てることが重要となるため、地域学校協働活動の充実が求められています。
- ⑤ 親の共働き等世帯が多くなってきており、長期休業日等における子ども たちの安全・安心な居場所づくりの確保が必要となって**います**。

- ① 「風格ある教育」を推進するため「おひさま運動」を展開します。
- ② 異年齢・異世代交流の場の創出に努めます。
- ③ 良好な地縁関係を築き、地域で子どもたちを見守る気運の醸成を図る「あいさつ運動」の推進を図ります。
- ④ 学習支援、環境整備、安全・安心の確保などに取り組む地域学校協働活動を支援し、家庭・地域の教育力の向上を図ります。
- ⑤ 市民が集う様々な機会を捉え、地域学校協働活動や社会教育関係団体の 主催する事業など、地域で子どもを育む活動等を紹介するとともに、その 意義と必要性について啓発していきます。
- ⑥ 放課後及び長期休業日等における子どもたちの居場所づくりについては、 これまでの保育園を中心とする放課後児童健全育成事業の利用実態を十分 に踏まえるとともに、国及び県の動向を注視し放課後子ども教室を実施し ていきます。
- ⑦ スクールガード・リーダーの配置により、子どもたちが安心・安全に登 下校できるように努めています。

事業名	事業内容	担当課
地域学校協働活動 (再掲)	地域全体で子どもたちの学びや成 長を支えるとともに、学校を核とし た地域づくりを目指して地域と学校 が相互に連携・協働して様々な活動 を行う。	社会教育課

事業名	事業内容	担当課	
放課後子ども教室	放課後に、子どもたちの安心安全 な活動拠点(居場所)において、地 域住民の協力のもと、体験活動や交 流活動等を通して、心豊かな子ども たちを育成する。	社会教育課	
地域ぐるみの学校安 全体制整備推進事業	校区や通学路における安全確保を図るため、警察官OBや防犯の専門家等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、地域全体で子どもを見守る体制を整備する。	学校教育課	

数値目標等

内容	R 2年度	R 4 年度	R 6 年度	
学校支援ボラン ティア活用延べ 人数	12,800人	13,000人	13, 200人	

ウ 災害時における避難対策の充実

現状と課題

- ① 自然災害・火災においては、全小・中学校で避難計画を作成し、避難訓練等を実施しています。
- ② 原子力災害については、^{**}UPZ圏内の小・中学校で対応マニュアル及び 避難計画を作成しています。
- ③ 原子力災害については、UPZ圏内の小・中学校で実際の避難訓練(保護者への引き渡し訓練等)を行う必要があります。
- ④ 市長部局と連携を図った、避難計画等の作成が必要です。 ※UPZ 原子力発電所で事故が発生し緊急事態となった場合に、放射性物質が放出される前の 段階から屋内退避などの防護措置を行う緊急防護措置を準備する区域。原子力発電所から概ね5 kmから30km圏。

- ① 避難計画・避難訓練の見直しを全小中学校で行います。
- ② 全小中学校で、原子力災害の避難計画を作成し、引き渡し訓練等を実施し、より実効性の高いものにしていきます。

数值等目標

内容	R3年度までに
原子力災害避難計画の作成及び避難訓練の実施	UPZ圏内の全小・中学校 (10校)

エ 学校給食の適正かつ円滑な推進

現状と課題

- ① 学校給食調理場は市内全域において共同調理場方式をとっており、学校 給食センター及び各小・中学校との連携促進を図り、地場産物の利用や郷 土食、国際理解推進の献立等の工夫を行っています。
- ② 食に関する指導については、栄養教諭の活用を計画的に行っています。
- ③ 伊集院・東市来両学校給食センターについては、旧学校給食衛生管理基準により建設されており、施設をはじめ器具等の老朽化が進行しているところであります。

具体的施策

- ① 食に関する指導全体計画や日置市版の年間指導計画を整備し、栄養教諭 による計画的な指導を各小中学校で年間2回以上行います。
- ② 食物アレルギーについて、全ての児童生徒の実態を調査し、重篤な症状が予想される場合等を除き、除去食や代替食など対応食の100%実施を目指します。
- ③ 地場産物の積極的な活用を今後も推進し、地産地消に努めます。
- ④ 伊集院・東市来両学校給食センターについては、短期的な取組みとして、現行の学校給食衛生管理基準に適合させるための改善、施設の維持修繕及び調理器具等の年次的な更新を行い、長期的な取組としては、給食センターの建設の在り方について検討を進めます。

数值等目標

内容	R2年度	R3年度	R 4年度	R 5年度	R 6 年度
地場産物の消費 比率の目標	7.6%	9.4%	11.2%	13.0%	14.8%

オ 学校規模の適正化

現状と課題

- ① 近年、少子化の進行により、本市でも児童生徒数が年々減少し、学校の小規模化が進み、多様な教育活動を実施する上で支障をきたしている状況が見受けられております。また、今後においても子どもの数が減少していくことが予想されております。
- ② 厳しい社会を生き抜く子どもたちに、より望ましい教育の環境を整えていくことが課題となってきています。
- ③ 子どもたちが教育を受ける環境は、どこにあっても等しくあることが望ましく、望ましい教育環境とは、子どもたちが学校生活の中でグループ活動等を通じた多様な人間関係の中でお互いに切磋琢磨し、様々な考え方に触れながら、子ども一人一人が個性の伸張を図っていける環境と考えます。
- ④ 小規模校の場合は、少人数でのきめ細やかな指導ができるなど、学習環境の良さとは別に、人数が少ないため学び合いや高め合いができにくい、 役割分担や人間関係などが固定化しやすい、様々なスポーツ(サッカー、 野球、バレーボールなど)に制約が生じるなど、どうしても超えられない 課題があります。
- ⑤ これからの厳しい社会を生き抜くたくましい力を育成する教育の環境の 充実を図るためには、学校規模の適正化は重要な取組であると考えます。

- ① 日置市立小・中学校の在り方に関する基本方針により、平成26年4月に 策定した今後10年間の再編計画(次頁参照)に基づき、保護者や地域住民 の合意形成を前提に段階的な再編を進めます。
- ② 小中一貫教育においても国の動向・地理的条件を踏まえながら、施設分離型等の様々な体系を考慮し、取組を検討します。

学校再編計画

- 1 基本方針の概要(平成25年6月策定)
 - ① 学校規模について

○小学校:1学級20人程度以上、6学級以上(全校で)

○中学校:1学級20人程度以上、学年2学級以上

② 学校の適正配置について

- 〇小・中学校の配置は、日置市の学校現状、今後の児童生徒数の減少に係る推移、地理的条件、地域の実情などを考慮する。
- ○通学区域については、旧町域を原則とし、通学の安全性・利便性、地域の実情など についても考慮する。

③ 小・中学校の連携・接続の在り方について

○義務教育9年間を見通し、発達段階に応じた教育の推進、いじめなどの問題行動などの課題解決を図るために、より豊かな教育を行う新しい教育体制、小・中学校の連携・接続の在り方について検討する。

④ 学校と地域の関係について

- ○「良好な教育環境の実現」という共通目標に向けて、合意形成の経過を大切にし、 保護者や地域住民と協議を進める。
- ○具体的に協議を進めるときには、児童生徒の教育環境の整備を最優先として、学校 教育活動への影響、学校のもつ地域的意義、地理的条件など、地域の実情を配慮す る。

2 再編計画 (平成26年4月策定)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
# 1 V/H	上市来	中								
第 1 次 再編	土橋中					H30. 4. 1				
门 孙田	住吉小、日新小、吉利小、扇尾小 日吉小学校開校				校					
英 0 /h					伊作田	小、美山	1小			
第 2 次 再編					飯牟礼小					
门 孙田					永吉小	、花田小	、和田/	小		
第 3 次								上市来	小	
再編								土橋小		

- ※1 上記表は、平成25年度に教育委員会が定めた日置市立小・中学校の在り方に関する基本方針の対象校のみを掲載してます。
- ※2 各再編年は、年度単位です。
- ※3 第1次再編では、最短で平成28年度、最長で平成30年度を、第2次再編では、最短で令和2年度、最長で令和4年度を、第3 次再編では、最短で令和4年度、最長で令和5年度を計画期間としています。

カ 公立幼稚園の在り方

現状と課題

- ① 子ども・子育て関連3法、いわゆる、子ども・子育て新制度の施行により、幼稚園期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくことが求められています。
- ② 令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化に伴い、公立幼稚園に おいても保育料を無償化し、合わせて世帯収入360万円以下の世帯等の副食 費を無償化したことで、子育て世帯の経済的負担軽減を図っています。
- ③ 少子化、労働力不足、男女共同参画の社会情勢からも子育て世代のニーズとして、一時預かりや延長保育等を展開する保育所、私立幼稚園に対する需要が高まってきております。また、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、今後さらに保育所や認定こども園に利用者が移る可能性も予想されます。
- ④ 近年の児童発達においては、注意欠陥多動性障がい、学習障がい、高機能自閉症など、特別な支援を要する子に対する支援の場が多くなってきています。私立幼稚園等の大人数での集団生活に馴染むことができず、少人数の公立幼稚園に転園し、支援を必要とする子もおり、本市では、福祉課を中心に臨床心理士による支援の巡回を実施しています。
- ⑤ 近年の公立幼稚園の園児減少により、1園当たりの園児数が15人以下の 幼稚園もあり、大集団での生活経験・活動・友達との関わり等が希薄にな ってしまうため、市内公立4園での合同園外保育や交流保育を取り入れる などして、配慮しています。
- ⑥ 市内における保育所・幼稚園の現状と実態、さらには、公立施設の役割・意義を踏まえながら、今後の公立幼稚園の在り方を検討する必要があります。
- ⑦ 各園は、小学校と隣接しており、小学生との交流授業やふれあい給食等 の特色を生かした事業も展開しています。

【園児数の推移】

	毎 認定こども園		保育所						
年	がたし	とも図		月 か	私	<u>¼</u>	公	<u>¼</u>	園児数
度	施設数	園児数	施設数	園児数	施設数	園児数	施設数	園児数	合計
H27	2	125	19	892	3	283	4	92	1, 392
H28	2	167	19	939	3	364	4	87	1, 557
H29	2	175	19	981	3	227	4	73	1, 456
H30	5	397	18	889	1	195	4	72	1,553
H31	6	583	18	888	0	0	4	60	1,531

※数字は各年4月1日現在の数字(福祉課、教育総務課調べ)

- ① 今後の公立幼稚園の在り方については、隣接する学校が学校再編計画の 対象校となっている学校もあることから、学校再編計画内容を踏まえなが ら、幼稚園運営検討委員会において検討します。
- ② 公立幼稚園としての役割・意義においては、保育所等での受け入れが困難な特別な支援を要する園児の受け入れなど、通常の保育所等では実施できない特色ある取組を行うことが重要なことから、近年の園児の発育実態、保護者等のニーズを勘案しながら検討を進めます。
- ③ 各園の実情に応じて、預かり保育を試行していきます。

キ 就学支援の充実

現状と課題

- ① 教育基本法第4条の規定では、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず・・・」となっており、学校教育法第19条の規定においては、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」となっています。
- ② 本市では、こうしたことからも経済的状況、障がいなどの理由によらず教育が等しく受けられるよう、国の制度などにより、幼児教育・保育の無償化、就学援助費支給制度や奨学資金貸付制度などを実施しているところです。
- ③ 経済情勢の影響から近年においては、助成額が増加傾向となってきており、制度の重要性が高まっています。

【就学援助費支給制度の過去5か年の平均状況】

	人数(从)	援助額(例)	一人当り額 (円)	認定率 (%)
小学校	315	15, 955, 744	50, 653	11.9
中学校	188	15, 401, 209	81, 921	13. 9
計	503	31, 396, 954	62, 419	12.5

- ① 基本的には申請によるものであることから、お知らせ版などの情報媒体を十分に活用し周知徹底を図ります。
- ② 奨学資金の貸付を受ける大学生等に対する奨学資金返還免除制度により、 県内等での就労を促進するとともに大学等への進学における経済的支援を 図ります。

③ 奨学資金貸付制度の滞納整理においては、条例施行規則において10年の返還猶予があることから、返還義務者の就労状況・生活実態等の状況を踏まえながら、大きな負担とならないよう返済計画を作成し、必要に応じて関係課(福祉課、税務課等)と連携しながら返還業務を進めます。

事業名	事業内容	担当課
就学援助費支給制度	経済的な理由により就学が困難 と認められる学齢児童及び学齢生 徒の保護者に対し、就学援助費を 支給する。	
私立幼稚園就園奨励費補助金制度	保護者の経済的負担の軽減を図 るため、補助金を交付する。	教育総務課
奨学資金貸付制度	学業及び人物が優秀と認められ、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者に対し、奨 学資金を貸し付ける。	

V 協働社会によるまちづくりを重んじる教育の推進

ア 家庭、学校、地域、事業者等が連携した社会教育の推進

現状と課題

- ① 市民と連携・協働した学校を核とした地域づくりを目指し「地域学校協働活動」を推進しています。
- ② 幅広い経験や優れた知識・技術をもつ方々を積極的に活用するために、 地域学校協働活動等、ボランティア活動の一層の推進を図ることが必要です。
- ③ 市民と連携・協働した学校を核とした地域づくりや子どもたちの健やかな成長支援のため、家庭、学校、地域等の地域社会全体が連携・協働し、様々な能力を生かすことができる仕組みづくりが必要です。
- ④ 家庭、学校、地域等が連携し、役割分担しながら地域における多様な学習や体験活動の機会の充実に取り組むことが必要です。

具体的施策

- ① 地域の教育力の向上、そして地域の絆づくりに繋がる、地域学校協働活動の充実・強化を図ります。
- ② 地域における学習、体験活動や伝統芸能など、様々な活動の促進のための支援を検討していきます。

事業名	事業内容	所管
地域学校協働活動 (再掲)	地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して地域と学校が相互に連携・協働して様々な活動を行う。	社会教育課

イ 家庭教育の充実・支援

- ① 家庭環境の多様化などにより、不安や悩みを抱えながらも、身近に相談できる人が少なく孤立化しやすい状況があります。
- ② 地域活動やPTAなど社会教育関係団体の活動が低迷し、活動に参加する家庭と参加しない家庭の二極化傾向が生じています。
- ③ 子育てに不安や悩みを抱える家庭に対して、福祉部門と連携した支援が求められています。

- ① 保護者同士のネットワークの形成を進めるとともに、保護者への多様な 学習機会の提供を行うなど、家庭教育の支援を充実します。
- ② 平成26年4月1日に施行された「鹿児島県家庭教育支援条例」により、家庭、学校、地域、事業者、行政その他市民が連携し、次代を担う心豊かでたくましい子どもたちを地域ぐるみで育てる気運の醸成や体制づくりの充実を図ります。
- ③ 市内全小・中学校においては、新一年生の保護者を対象とした「子育て講座」を開催し、入学前の心構えなど家庭教育に関する支援を推進していきます。
- ④ 本市の良き伝統である「子ども会活動」の取組を生かしながら、家庭教育に関する取組を地域全体で推進します。
- ⑤ 乳幼児期の教育は、人間教育の基礎となる力を培う重要なものであります。その原点となる家庭での教育はもとより、社会全体で子どもの育ちを支える取組を支援します。
- ⑥ 乳幼児・児童・生徒の心身の発達段階に応じた社会体験、自然体験、読み聞かせ活動等を通し、個性や能力を伸ばし、社会の形成者として自立できる資質・能力の向上を図っていきます。
- ⑦ PTA活動の活性化を図るため、PTAの意義と必要性を広く保護者等 に啓発します。

事業名 事業内容		所管
家庭教育学級	各幼稚園、小・中学校において家 庭教育学級を開催し、家庭教育に関 する学習機会を提供する。	社会教育課

ウ 青少年の育成と社会教育活動への参加促進

- ① 地域での連帯意識が薄れたことによって、子どもが幼い頃から豊かな人間関係を経験する機会が減少し、社会性や規範意識を形成する場面が少なくなっています。
- ② 将来の地域社会の担い手となる若い世代が、地域活動から離れ、良好な地域社会の維持・継続が難しい状況となっています。
- ③ 地域活動に興味・関心がない、仕事や家庭のことで忙しい、参加の方法 がわからない等の理由により、地域との交流経験が少ない青少年が増えて います。

- ① 大人と子どもがともに学ぶ体制と環境を整備し、「子どもたちを地域ぐる みで育む」取組を推進します。
- ② 学校、関係機関及び地域が協力し、多様な体験活動やボランティア活動の機会をつくり、親子の参加・参画の促進を図っていきます。
- ③ 青少年が継続して参加できる機会が少ないことから、活動意欲を更に促進させるための社会教育活動に係る情報提供を充実するとともに、地域で活躍できる場や機会の提供に努めていきます。
- ④ 中・高生のジュニア・リーダークラブへの加入促進を図るとともに、主体的な活動が展開できるよう、各種団体と連携し、青少年の社会参加を促進していきます。
- ⑤ 多様な社会体験を積み重ね、自らを律しつつ人と協調する事業である「ふるさと学寮」、「青少年リーダー研修事業」、「青少年海外派遣事業」を継続して推進します。

事業名	事業内容	所管
青少年リーダー研修 事業等	自主性、協調性、忍耐性、社会性等 を培う事業を推進し、人間性豊かな青 少年の育成を図る。	社会教育課

数值等目標

内容	R 2年度	R 4年度	R 6 年度
ジュニア・リーダ ークラブ会員数	17人	20人	23人

エ 生涯学習の充実・強化

- ① 市民の学習ニーズの多様化・高度化に伴い、幅広い分野でより優れた資質と専門的な知識をもち、市民の生涯学習支援や社会教育の推進に先導的な役割を果たす指導者の養成・確保が求められています。
- ② 市民が自分自身の生き方の向上を目指す生涯学習への関心や意欲はますます高まっています。
- ③ 多様な市民の学習ニーズに応え、学習活動の活性化を図るためには、講師や講座等の生涯学習情報の提供が不可欠であり、インターネットを利用した情報提供の在り方を充実していく必要があります。

④ 地域の特産品や食文化も含め、食育に関する講座等についても推進していく必要があります。

<u>具体的施策</u>

- ① 中央公民館、地区公民館において社会教育活動で学んだ成果や、自らが 学んできた知識や技能を生かすことができる様々な機会を提供するととも に、地域の生涯学習リーダーとなる人材を育成します。
- ② 様々な学習機会や地域の課題、家庭教育に関する情報など多様な情報を収集し、地域や学習者のニーズに応じた学習機会を提供します。
- ③ 年代に応じた学習ニーズや、地域課題等を検討し、中央公民館、地区公民館を中心に、市民が気軽に学び始めることができる講座の開設に努めます。
- ④ 中央公民館、地区公民館をはじめとする生涯学習施設については、講座の開催曜日や時間帯等、市民の学習ニーズにあった魅力あるものにしていきます。
- ⑤ 人材や情報のネットワークを構築するとともに、それらのコーディネート機能を十分に発揮していきます。
- ⑥ インターネットを利用した情報提供等、生涯学習に関する多様な学習情報の提供と広報活動の推進を図ります。
- ⑦ 地域の特産品や食文化についての理解や食の大切さを深めるための講座 の推進を図ります。

事業名	内 容	担当課
中央公民館講座地区公民館講座	生涯学習推進のため、いつでも、 どこでも自分に合った学習機会を選 択し、必要な知識や技術を習得でき る学習機会を提供する。	社会教育課
行政出前講座	市の職員等が講師として出向き、 行政の取組や事業・施策等について 説明や実習を行う。	仁云 钗 目 味

数值等目標

内容	R 2年度	R 4年度	R 6 年度
各種教室・講座 で学ぶ市民の数	4,000人/年	4,000人/年	4,000人/年

オ 生涯学習推進体制(社会教育関係団体)の強化

現状と課題

- ① 地域のつながりが希薄になる中、地域活動を支えている PTA、子ども会、女性団体等をはじめとする社会教育関係団体の活動の自立、活性化が求められています。
- ② 共働きの増加や、コミュニティ意識の希薄化などの理由から、社会教育 関係団体の運営及び事業の担い手は減少しています。
- ③ 各団体においては、役員が単年度で交代する例が多く、長期的な視野に立った事業計画の立案や運営に関わるノウハウの継承が困難な場合があります。
- ④ 図書館では、館内外での読み聞かせを行っているボランティア団体のほかに、一般読書会、学校の読み聞かせグループ等があります。また、定例会として話合いの場を図書館に置いているボランティア団体もあり、自主的に運営等を行っています。
- ⑤ ボランティアの人数の確保、新たなボランティアの育成等が課題になっています。

具体的施策

- ① 社会教育関係団体の意義とその活動から得られるメリットを啓発することで、組織の充実及び強化を図ります。
- ② 図書館においては、ボランティアの定例会等への参加や読み聞かせ実技 講習会等を実施するなど、様々な活動を通しボランティアの育成等を図り ます。
- ③ 既存の社会教育関係団体の活性化と自立に向けた支援を進めるため、団体を対象とした研修会の充実を図ります。
- ④ 地域の方々が様々な形で気軽に活動に参加できる取組について、団体とともに検討します。

カ 市民総ぐるみの読書活動の推進

- ① 読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かな ものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で重要なものです。
- ② 様々な情報メディアの発達・普及や子どもたちの生活環境の変化、さらには、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもたちの「読書離れ」が指摘されています。
- ③ 本市でも学校段階が進むにつれて、中学校以降、極端に読書量が減少し 若い世代に本を読まない人が増えています。
- ④ 乳幼児を抱えている若い世代や免許返納などにより、図書館に行きたくても行けない交通弱者への対応に取り組む必要があります。

- ① 「第3次日置市子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域、学校を通じた社会全体で子どもたちの読書活動の推進に取り組み、生涯にわたって読書に取り組む習慣を身に付けるよう推進します。
- ② 大人も本に親しみ、子どもたちの読書活動に取り組むことで、人生をより豊かにし、図書館、学校図書館、関係機関、ボランティア団体等の連携により、日置市民総ぐるみで読書のまちづくりを推進します。
- ③ 絵本を通して赤ちゃんと保護者が寄り添うひとときをもつ、「ブックスタート事業」を推進します。
- ④ 移動図書館車を活用し、市内全域を巡回し地域等の要望に応え、幼児から高齢者まで誰でも本に親しめる取組を推進していきます。

事業名	内 容	担当課
ブックスタート事 業	家庭での親子のふれあう機会と読書の 習慣化をねらい、6~8か月児健診で絵 本等を配付する。	社会教育課
ブックスタートフ ォローアップ事業	ブックスタートから継続して読書活動 が行われるように、保護者に啓発する事 業を実施する。	

数值等目標

内容	R 2年度	R 4年度	R 6 年度
市立図書館年間 貸出者数	55,000人	60,000人	65,000人

キ 情報教育の推進及び機器の充実

- ① 情報教育の充実を図るために、教育メディアの提供及び各種メディアの 教育利用に関する機器の貸出しを行っています。
- ② パソコン等の取扱いだけでなく、時代の変化に対応した視聴覚機器の取扱いについても市民の学習意欲が高くなっています。
- ③ 学習者の多様なニーズに対応するためには、知識や情報の伝達に優れた機能をもつメディアの効果的な活用を図っていくことが重要となってきています。
- ④ 社会教育、学校教育における情報教育の充実・発展を目指すためには、 機材整備・技術向上を図ることが必要不可欠となっています。

- ① 情報教育等も視野に入れて、より市民ニーズにあった講座の開設に努めるとともに、教育メディアの充実を推進します。
- ② 実践力のある指導者の養成や資質の向上に努めるとともに、人権教育啓発資料の貸出しやDVDをはじめとする視聴覚教材の整備とその活用を図っていきます。

Ⅵ 健康づくりを重んじる生涯スポーツの推進

ア 生涯スポーツの推進による市民の健康づくり

現状と課題

- ① スポーツ基本法が平成23年8月に制定され、新たな方針として示された「する・観る・支える」スポーツの推進や数値目標達成に向け、市民がいつでも、どこでも、だれとでも個々の適正に応じた、生涯スポーツに親しみ、体力の向上や健康の保持増進はもとより、明るく豊かな活力ある社会の実現に向けた生涯スポーツの推進に取り組んでいます。
- ② 地域スポーツ環境整備としては、平成19年4月にコミュニティスポーツ クラブ「チェスト伊集院」を設立し活動を支援していますが、指導者の育 成や会員増に苦慮しています。

- ① スポーツに対し「する」、「観る」、「支える」など、市民が健康で明るい「生涯スポーツ社会」を築けるようスポーツ活動や健康づくりへの取組を推進し、日常的なスポーツの場として市民が主体的に取り組めるスポーツ環境を整備します。
- ② スポーツ教室を開催し、多くの市民が参加できるように健康づくりの場の提供を充実します。
- ③ 市民の体力の実態を把握するため、スポーツテストを実施します。
- ④ 地域のスポーツ活動拠点となるコミュニティスポーツクラブ「チェスト 伊集院」の会員確保・財政面での支援・協力を行うなどクラブの育成に努 めます。
- ⑤ 研修会への積極的参加や保健、福祉等の他部局と連携を図りながら市民 の体力向上や健康の保持増進に努めます。
- ⑥ スポーツ推進委員の組織充実を図り、研修会への積極的参加による質の 高い指導者の養成を図ります。
- ⑦ スポーツ推進審議会を開催し、生涯スポーツの振興のための協議を進めます。
- ⑧ 学校体育施設開放事業の推進及び利用促進を図ります。
- ⑨ 市長部局担当課と情報共有を図り、市民の健康増進に寄与します。

事業名	内 容	担当課
スポーツ教室事業	市民の体力づくり・健康づくりを 目的とした教室を実施する。	
スポーツテスト	市民の年齢階層毎の体力等を把握し、健康づくりのデータとする。	
スポーツ推進委員育 成事業	市内におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する専門的知識や技能及び指導力の向上を図る。	社会教育課
学校体育施設開放事 業	子どもたちの安全な遊び場の確保 及び社会教育関係団体活動の促進並 びに社会体育の普及を図るため、学 校教育に支障のない範囲内におい て、学校の施設を住民の使用に供す る。	

イ 日置市体育協会の育成及び競技力の向上

現状と課題

本市出身のスポーツ選手が全国大会等で活躍することは、スポーツを通し 市民に夢と感動と活力を与えるとともに、子どもたちの健全育成に寄与しま す。また、スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させ競技部の活動 を充実させるためにも、競技力向上及び指導や育成などに努めていく必要が あります。

- ① 競技団体や関係機関との連携を図り、スポーツ競技者の底辺拡大と競技力向上に努めます。
- ② 「燃ゆる感動かごしま国体」終了後も本市から一人でも多く全国で活躍できる選手を輩出できるよう、競技団体等と連携を図り環境整備に努めます
- ③ 地域体育協会及び日置地区体育協会と連携を図り、日置市体育協会組織を充実するとともに、各種競技団体においても組織強化を図ります。
- ④ 各種スポーツイベントを開催し、スポーツに対する関心を高めます。
- ⑤ 県民体育大会日置地区選考会、県民体育大会及び日置地区駅伝競走大会 開催に伴う運営について積極的に推進します。

事業名	内 容	担当課
日置市体育協会事業	各地域体育協会及び各種競技団体 並びにその他団体の育成を図り、体 力向上と体育振興に努める。	社会教育課

ウ スポーツ少年団の充実

現状と課題

- ① スポーツ少年団では、子どもたちに地域を基盤としたスポーツの場を提供することにより、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し子どもたちの健全育成を図っています。
- ② 少子化に伴う団員の減少及び単位少年団の減少と指導者不足などの問題が生じています。

- ① スポーツ少年団の登録促進のための募集チラシ等を作成し、多くの子どもたちへの加入促進及び組織強化を図ります。また、各種研修会への参加を促し、母集団、指導者及びリーダーの育成と資質向上を目指すとともに、指導者による暴言、暴力、各種ハラスメント行為が起こらぬよう努め、子どもたちの心と体の健やかな育成を図ります。
- ② 兄弟市町である関ヶ原町のスポーツ少年団との交流を図り、相互の親睦を深め子どもたちの健全育成を図ります。
- ③ 県・地区スポーツ少年団競技別交歓大会や交歓交流大会への積極的な参加を促し、相互の友好親善を深めるとともに、体力の向上を図ります。
- ④ 日置地区スポーツ少年団連絡協議会の充実を図ります。
- ⑤ スポーツリーダー養成講習会兼少年団認定員講習会及び再講習会に参加します。
- ⑥ 体力テスト、ボランティア活動を実施します。

事業名	内 容	担当課
関ケ原町・日置市スポーツ少年親善交流事業	兄弟市町である関ヶ原町のスポーツ 少年団との交流を図り、相互の親睦を 深め青少年の健全育成を図る。	社会教育課

事業名	内 容	担当課
体力テスト、ボラン ティア活動事業	年1回スポーツ少年団員の体力テストを実施し団員の体力・運動能力の把握に努める。 地域社会で活動する団体として、活動拠点周辺の清掃等を行い地域貢献事業としての社会活動を行う。	社会教育課
スポーツ少年団競技 別交歓大会、交歓交 流事業	同じ競技種目毎の交流活動、競技種 目の異なるスポーツ少年団員の交流活 動への積極的な参加を促す。	

エ 社会体育施設等の充実及び利用促進

現状と課題

- ① 体育施設及び都市公園運動施設については、仲間づくり、体力づくり、 健康づくりの場として市内外の住民に利用されています。
- ② 市内の宿泊施設・日置市施設利用促進協会と連携を図り、スポーツキャンプ・合宿を受入れています。
- ③ 施設の老朽化等に伴う、年次的な施設補修の必要があります。

- ① スポーツレクリエーション活動の拠点となる運動施設等の施設設備の整備・充実を図ります。
- ② スポーツキャンプ・合宿の誘致等によるスポーツ観光の振興を推進します。
- ③ 市内体育施設等の維持管理業務の経費削減を図ります。
- ④ 妙円寺詣り行事大会、いじゅういん梅マラソンジョギング大会、流鏑馬 行事大会等のスポーツイベントを実施します。
- ⑤ ネーミングライツ事業を推進し、交流人口の増加を目指します。
- ⑥ 新設の人工芝サッカー場及び東市来屋内運動場の活用も含め各種大会の 誘致、スポーツキャンプ・合宿を誘致し施設の利用者増を目指します。ま た、近隣の類似施設との連携による利用促進に努めます。

事業名	内 容	担当課
ネーミングライツ事 業	社会体育施設への愛称の付与を通じ、市民がスポーツに親しみ健康づくりを行うためのスポーツ大会を開催する。	
妙円寺詣り行事大会	郷土の歴史的伝統美風の伝承を図るとともに、スポーツを通して健康・体力づくりに貢献し、ぬくもりと活力に満ちたまちづくりに努める。	社会教育課
いじゅういん梅マラ ソンジョギング大会	日置市のPRと交流人口による地域活性化を図り、日置市の花「梅」の愛好を県内外に呼びかけるジョギング大会を開催する。	

数值等目標

内容	R 2年度	R 4年度	R 6 年度
年間施設利用者数の目標	640,000 人	645,000 人	650,000 人

第4章 計画の推進

1 計画推進の概要

国は、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正を し、教育委員会において、毎年、教育行政事務に関する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価を行い、その結果について報告書を議会に提出し、公表することが規定 されました。

(参考) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」抜粋

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務職員等に委任された事務を含む)を含む)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験 を有する者の知見の活用を図るものとする。(平成27年4月1日 改正法施行)

国では、「結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うもの」としており、本市教育委員会では、こうした趣旨に照らし、教育施策の点検・評価を住民に解りやすく明確に示す意味からも、日置市教育振興基本計画(以下「計画」という。)内の施策における全事業を点検・評価します。

2 具体的な推進

本計画の具体的施策は32施策あり、計画期間の5年の間にすべての施策について1回以上の点検・評価を行い、重要な施策においては、毎年実施するなど重点的に点検・評価を行います。

また、PDCAサイクルによる点検・評価を基本とし、各年度に実施された点検・評価結果、国の制度改正等により計画内容に変更が必要な場合には、市教育振興基本計画検討委員会へ諮問し、計画を変更します。

※毎年実施する重点的に点検・評価を行う事業

施策の方向性	具体的施策	
文(芸術・学問)と武(心身の鍛錬)の両立を	学力向上に向けての取組の充実	
重んじる教育の推進	体力向上に向けての取組の充実	

日置市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

平成20年12月25日 教育委員会告示第26号

(設置)

第1条 教育基本法 (平成18年法律第120号) 第17条第2項の規定に基づき、本市の 実情に応じた教育振興のための施策に関する計画 (仮称:日置市教育振興基本計 画)を策定するため、日置市教育振興基本計画検討委員会 (以下「委員会」とい う。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、日置市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)から諮問された事項を審議し、その結果を教育長に答申する。

(組織)

- 第3条 委員会は、6人以内の委員で組織する。
- 2 委員は、教育について識見を有する者のうちから、教育長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委員会における審議結果を教育長に答申するまでの間とする。 (会長及び副会長)
- 第4条 委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会長は、審議のため必要があると認めたときは、関係職員その他会長が適当と認める者を会議に出席させ、関係事項について説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

日置市教育振興基本計画検討委員会委員名簿

	所属	役職	氏名	備考
1	日置市校長会	会長	中村克己	
2	日置市特別支援委員会	会長	宮里英樹	
3	県鹿児島教育事務所	指導課長	立部剛	
4	日置市PTA連絡協議会	会長	草野勝徳	
5	日置市地域女性連絡協議会	会長	横山公代	
6	学識経験者		早川良行	

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS



% S D G s とは、世界が抱える様々な課題を解して、より良い未来をつくるために2015年(平成27年)に 国連サミットで採択された2030年(令和12年)までに達成を目指す17の国際目標です。

